

平成 2 5 年旭市議会第 4 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	1 0
所管事項の報告	1 1
閉会	1 5

文教福祉常任委員会 平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日（月）

付議事件	1 9
出席委員	1 9
欠席委員	1 9
委員外出席者	1 9
説明のため出席した者	1 9
事務局職員出席者	2 0
開会	2 1
議案の説明、質疑	2 2
議案の採決	2 9
所管事項の報告	3 0
陳情の審査	3 0
陳情の採決	3 2

閉会	3 3
----	-----

総務常任委員会 平成25年11月19日（火）

付議事件	3 7
出席委員	3 7
欠席委員	3 7
委員外出席者	3 7
説明のため出席した者	3 8
事務局職員出席者	3 8
開会	3 9
議案の説明、質疑	4 0
議案の採決	4 7
所管事項の報告	4 9
閉会	5 5

建設経済常任委員会

平成25年11月15日（金曜日）

建設経済常任委員会

平成25年11月15日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 7 号 旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市土地開発公社の解散について
- 議案第17号 専決処分の承認について

出席委員（6名）

委員長	平野 忠 作	副委員長	宮澤 芳 雄
委員	嶋田 茂 樹	委員	日下 昭 治
委員	滑川 公 英	委員	林 七 巳

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（16名）

副市長	加瀬 寿 一	商工観光課長	堀江 隆 夫
農水産課長	大久保 孝 治	建設課長	高野 晃 雄
都市整備課長	林 利 夫	下水道課長	石毛 隆
水道課長	鈴木 邦 博	農業委員会 農事務局長	高木 寛 幸
その他担当 職員	8名		

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

主 査 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

このところ、ぐずついた陽気が続いていまして、本来の秋空がなかなか戻ってこないのが今日このごろでございます。また、日本列島におかれましては、秋口にはゲリラ豪雨、雷、突風と。また、海外に目を向けますと、フィリピンではレイテ島付近でスーパー台風、風速90メートル、あるいは高潮によりまして甚大な被害が襲っております。

議員の任期も残すところあとわずかとなりまして、また、常任委員会も最後の常任委員会でございます。平成24年、25年と、2年間にわたりまして委員長を務めさせていただきまして、誠にありがとうございました。皆様方のご理解、ご協力のおかげで、何とかこの責を務めることができまして、本当にありがとうございました。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 旭市土地開発公社の解散について、議案第17号、専決処分の承認について、以上の5議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいります。

何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。

本日は大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市土地開発公社の解散について、議案第17号、専決処分の承認についての5議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第4号）の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の22ページをお開きください。

8款2項5目、説明欄1の橋梁新設改良事業1,008万円ですが、現在、架け替え工事を行っている東部図書館西側の無名橋の施工過程において、騒音や振動への苦情や要望が近隣住民から寄せられたため、これらの対策として施工方法を変更することといたしました。

主なものは、鋼矢板の打ち込みに使用する機械を、当初のハイブロンハンマーからサイレントバイラーへと変更しました。また、旧橋の取り壊し撤去において、コンクリートを一旦切断した後、作業ヤードへ移動してから破砕することとしたものでございます。

以上で第1号、建設課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、質問させていただきます。

21ページお開きください。21ページ4目の説明欄1番、さわやか畜産総合展開事業、これの事業費228万円の具体的な内容についてお聞かせください。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 今回計上いたしましたものは、これは鎌数の一新ファームさんのほうで、浄化槽に対しまして汚泥脱水機を設置するというものでございます。事業費ですが、760万円を予定しております。

228万円の内訳でございますが、県の補助金が5分の1、市の補助金が10分の1、これらを合わせまして228万円の補助金額とするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今のことですけれども、尿の脱水機という話ですよね。そうしますと、その事業者は、それ以外のものもあると思うんですけれども、過去にそういった事業を使ってやっていたのか。今回は脱水機だということですが、脱水機の内容はもうそういう形で今聞きましたけれども、附帯施設としての脱水機なのか、過去にそういった事業を、いろんな事業を行っていたか、ちょっと参考をお願いしたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 既存の浄化槽施設に対して新たに設置をするというものです。

それと、以前に設置した浄化槽ですが、詳しいものを持っておりませんけれども、恐らく、畜産環境整備事業ということで時限立法がございましたので、そのときに設置されたものか

と思います。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） それでは、議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い改正された旭市税条例の延滞金の改正に準じて改正を行うものでございます。

改正は、附則に第3項、延滞金の割合の特例を加えるものであります。

改正の内容ですが、延滞金の割合につきましては、本則で14.5%が適用される場合は特例基準割合に7.25%を加えた割合、7.25%が適用される場合は特例基準割合に1%を加えた割合となります。

この説明いたしました特例基準割合でございますが、各年の前々年の10月から前年の9月までの国内銀行の新規の短期貸出約定金利の平均の割合で、財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合となります。

ちなみに、平成25年の数字で申し上げますと、特例基準割合は2%となります。この場合の延滞金の割合は14.5%が9.25%に、7.25%が3%にそれぞれ引き下げられるものでございます。

次に、延滞金の割合でございますが、上から7行目に年14.5%、8行目に年7.25%、これについて、他の条例の14.6%、7.3%と若干違いますが、これにつきましては、上位法であります都市計画法の適用から来ているものであります。

施行期日につきましては平成26年1月1日とするものでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第30条第2項の改正につきましては、旭市下水道条例施行規則の様式中に、「納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については7.3%」と定められているものを、条文の規定に明記するものでございます。

また、附則に第4項、延滞金の割合の特例を加えるものであります。

改正の内容につきましては、議案第7号と同じでございます。

延滞金の割合につきましては、14.6%が適用される場合は特例基準割合に7.3%を加えた割合、7.3%が適用される場合は特例基準割合に1%を加えた割合となります。この場合の延滞金の割合は、14.6%が9.3%に、7.3%が3%にそれぞれ引き下げられるものでございます。

なお、施行期日は平成26年1月1日とするものでございます。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第15号、旭市土地開発公社の解散につきまして、若干、補足説明をさせていただきます。

解散を予定しております旭市土地開発公社の事業用資産の中に多目的用地、11件11筆がございます。帳簿面積は2,914.33平米、こういう財産がございます。これにつきまして若干説明させていただきます。

この多目的用地11件、ほとんどが昭和40年代、あるいは50年代、現在の旭市土地開発公社の前身であります旧旭市開発協会、さらには旭市開発振興公社、この時代に取得しました土地でございます。11件、いずれも20年以上、長きにわたりまして保有している土地、こうい

うことをご理解いただいていると思います。

この土地の処分は、公社を解散するに当たりましてどうしても避けて通れない課題で、現在、事務作業を進めているところでございます。

現在、11件、財産処分を進めておりますので、これにつきまして若干説明させていただきます。

11件のうち5件につきましては、現況が道路、水路、こういうような公共用地として使われております。これにつきましては市へ無償譲与というような形で所有権移転を現在進めております。また、2件2筆につきましては、公社への所有権移転の登記がないと。俗にいいます仮登記とか、そういうものでございます。そういうようなことでありますけれども、実はこれの金銭の授受を証明できる書類がない、物的証拠書類がない、そんなことで財産の放棄の手続を現在進めております。さらに2件、面積的には1,129平米、現況地目が農地でございます。ご承知のように、農地につきましては農業者以外取得できない、そういうようなことで、この農地につきましては近隣農業者への売却を進めております。

あと2件、ほかに2件、809平米ということで、地目が山林、現況が雑種地というようなことでございます。この809平米につきましては一般競争入札で、公売で売却を進める予定で、現在、事務作業を進めております。

この809平米につきましては、実は今回、公募で公売するわけですがけれども、場所的には、実は東総工業高校のグラウンド、野球グラウンドですね。そのライト側の北側のほうに土地が2筆ございます。先ほど言いましたように、地目は山林でありますけれども、現況は雑種地というようなことで、隣の土地は宅地で使われておる土地でございます。十分、宅地として使える土地というふうに我々も理解しております。そういうようなことで、今回、公募にて売却を予定している。これにつきまして、12月1日号の市の広報紙、さらにはその前に市のホームページで売却条件等につきまして周知を図る予定でございます。

以上、どうしても避けて通れない多目的用地の処分につきまして現在進めております。これらが終わりましたらば、県へのいろんな解散手続に入れるかな、そういうふうに考えております。

以上で議案第15号につきましての補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長(高野晃雄) 議案第17号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

内容は、平成25年度旭市一般会計補正予算(第3号)の専決処分について承認を求めるものであります。

10月15日の台風26号、並びに10月20日の大雨により、市道ののり面や路肩が崩落し、近接する住宅への危険防止や被害拡大防止のため、早急に復旧工事をする必要があります、専決処分により補正予算をお願いしたものであります。

補正予算書の6ページをお開きください。

歳出になります。

11款3項1目、説明欄1の道路橋梁災害復旧費3,700万円ですが、10月17日の台風26号及び10月20日の大雨の影響で、市内では市道等に多くの被害が発生いたしました。被害の内容は、道路冠水が26か所、倒木20か所、路肩決壊7か所、のり面崩落や土砂崩落9か所などで合計66か所に及んでいます。これらの被害のうち、職員が行った応急的な対応策以外では、旭市建設業災害対策協力会に応急対策工事等として依頼したものが15件と、今後、災害復旧工事として実施する予定のものが5件ございます。この5件の工事箇所は、別紙の地図ですが、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

箇所図のとおり、上から市道1-024号線、溝原地先2か所、それから清和甲地先の地区内道路、それから市道のH-2067号線、南堀之内地先、それから市道のH-1017号線、鎗木地先、各1か所となっております。

第15節工事請負費の内容につきましては、ただいま申し上げました被災箇所の災害復旧工事費3,350万円となります。

また、第13節の委託料については、鎗木地先の市道H-1017号線の災害復旧工事における測量、地質調査、これはボーリングでございます。構造物詳細設計の業務委託費として350万円を計上したものです。

以上で議案第17号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長(平野忠作) 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それではお尋ねします。

66か所のうちの特に被害の大きかった干潟地区の5か所について、予算の総額が分かりましたらお聞かせください。

それから、一番最後に完成する、復旧完成する、大体めどがありましたらお聞かせください。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 予算のほうは、復旧工事費ということで、干潟地区の5か所でございますと、3,250万円と今想定しております。

また、被害のほうの状況ですけれども、溝原地区の2か所ですが、1か所は路肩が16メートルほど崩れまして、そこは反対側も崖地になっておりまして、復旧のめどですけれども、来年の3月を予定しております。

ただし、できるものから早急に発注のほうへ入りたいと思いますので、全体的には来年の3月ということでございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市土地開発公社の解散について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第17号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(平野忠作) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） お手元に資料はございませんですが、11月10日日曜日に、本年度第2回目の水産朝市が開かれました。当日はあいにくの悪天候ではございましたが、早朝より皆さんおいでいただきまして、8月に引き続き、盛況のうちに終了することができました。

それと、お手元にいきいき旭産業まつりとふるさとまつりひかたの合同開催のチラシ、それと海上産業まつりのチラシを置いてございますが、既にご案内はしておりますが、17日、それと23日には、ご足労でも皆様方においでいただきますようお願いいたします。

失礼いたします。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課から2点、資料ございませんけれども、口頭で報告をさせていただきます。

1点目につきましては、実は旭市消費生活センター、これの現在の状況と国のモデルの事業、現在実施しております。それらにつきまして説明をさせていただきます。

ご承知のように、旭市消費生活センター、商工観光課の事務所の中に、一角に相談コーナーを設けてございます。職員と同じように、月曜から金曜日、毎日、消費者の相談活動を行っています。受ける相談員は、毎日2名、専属の相談員を配置してございます。相談件数、昨年度の実績で、年間615件、休みの日を除きまして、1日平均2.5件程度の案件になっております。相当、案件が多くなっている。

その相談の多い案件につきまして、3つほど上からありますけれども、通信販売によるトラブル、あるいは店舗購入で高いものを買わされてしまったとか、そういう店舗購入でのトラブル、最近ちょっと多いのが電話の勧誘・販売、こういう相談案件になっております。

この消費生活センター、ぜひ議員の皆さん方にご理解いただきたいのは、他の相談センターとちょっと違う点が幾つかあります。それはあっせん活動を行うということで、ただ相談を受ける、賜るということではなくて、解決まで相談員が導きます。場合によっては弁護士へのあっせんとか、あるいはいろいろな業者への取り次ぎの窓口、実際、業者への連絡、そこまでやっております。

そんなことで、単なる相談だけではなくて、その次のあっせんの業務まで行っているということでご理解いただければと思います。特に専門性の高い弁護士に依頼すること、これにつきましては県との連携で、1人1回については無料というような、そういう制度もございます。弁護士への取り次ぎもしておりますのでございます。

さらに、毎月第2の土曜日、よく防災無線で周知を図っておりますけれども、週末出張相談というようなことで、各支所の公民館、あるいは本年ちょっと企画しまして、サンモールの特設会場を使いまして、人が集まるところに出向いて相談会を開催しておる、そういう状況でございます。

こうした相談活動の中で特に近年、電話によります、ご承知のように、詐欺がいっぱい多く出てきております。以前はおれおれ詐欺というようなことで、息子に化けてという、そういう詐欺があったんですけれども、最近は投資型詐欺というようなことで、特にこれは劇場型詐欺というようなことで、複数の詐欺師が投資の呼びかけとか、本市でもあったわけですが、ダイヤモンドを買わされてしまったとか、そんなことで、実際、市内でも多くの被害が見受けられます。この被害に遭われた方を救済するというようなことでさらに詐欺をやるというような悪質な被害も出ておる。これは先般、NHKのクローズアップで、本市の例も出ましたが、そういうような消費者への被害が相当出ております。

そんなことで、本市につきましては防災無線あるいは市の広報、こういうことで注意の喚起を呼びかけておりますけれども、警察と連携してということですね。今回、一步先へ出た事業をやろうというようなことで、1点は電話の見守りモデルということで、消費者庁から高齢者のお宅に詐欺に気をつけてください、そういう電話を定期的にかけております。電話コールということで。それと、試験的に録音装置を設置してございます。高齢者のお宅に、電話の脇に録音装置をつけさせていただいて、悪質な勧誘の通話を録音させてもらおうと。その録音データを回収しまして、消費者庁において手口の公表等を行いながら、その業者に対しましては行政処分の活用、こういうことを図っております。その電話の設置事業、高齢者のお宅約100台ほど、この秋に設置させていただいております。国のモデル事業というようなことで、全て国費で実施するということで現在100戸ほど入っております。

そういうようなことで、全国で三、四やっておるわけですが、旭市で現在そういう取り組みをしているということでご承知いただければと思います。

2点目に、新たな旅行商品の開発ということでございます。ご承知のように、景観とか観光資源になかなか我々旭市は恵まれていないのかなと。そんな中で、多くの方に旭市にお越しさせていただいて、旭市のよさを感じていただく機会を作りたい、そういうようなことで現在、大手の旅行業者、これは株式会社はとバスという、ここと連携をしまして、本年、旅行商品を開発してございます。はとバスは、ご承知のように、黄色いバスで有名ですが、親会社は東京都ということで、そんな会社と連携をしまして、旭市を舞台にしまして旅行商品

を現在作っております。

1つは、春先に飯岡地区の貴味メロン、この収穫体験と併せまして磯がきの料理ということで、2回、2日ほど来ていただきまして、大変好評でありました。今回は、第2弾として、旭市の花の産地、これをPRしようというようなことで現在進めております。日本一のみディのコチョウラン、コチョウランの花農家へ行きまして、それぞれ花を見ながらお買い求めいただく、1鉢お持ち帰りいただく、そういう企画でございます。昼食は市内のレストランで、旭市の特産の豚肉を使ったしゃぶしゃぶで昼食を食べていただく。

ちょっと残念なことは、なかなか買い物ができないというようなことで、匝瑳市のふれあいパークを今回はとバス使うわけですが、道の駅ができた段階では、ここでのお客の誘致ができるのかなと。そんなことで現在進めております。

12月下旬から1月下旬まで、9回実施をいたします。現在、こういうはとバスの日帰りバスの旅ということで、冬の号の中に入れていただいております。ホームページ等でもご覧いただけますので、12月から1月にかけて9回ほどはとバスが来るということでご承知いただければと思います。

ちなみに料金は、先ほどの昼食と夕食、夕食は成田のほうでとるということで、ランを1鉢プレゼントさせていただいて、料金、1人、平日ですと、9,980円、こういう料金になっております。

年明けにはキャベツ狩り等もはとバスで企画しようということで今進んでおります。いろいろな旅行商品を開発しながら、ぜひ旭市にも人が来ていただきたい、そういうことでこれから作っていききたいと思います。

現況の説明をさせていただきました。

以上で商工観光課の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時33分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平 野 忠 作

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日（月曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成25年11月18日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 5 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

《付託陳情》

陳情第 2 号 「全国学力テスト学校別結果公表に反対し、現行制度の維持を求める意見書」の提出を求める陳情について

出席委員（8名）

委員長 島 田 和 雄

副委員長 伊 藤 房 代

委 員 林 一 哉

委 員 林 正一郎

委 員 林 俊 介

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 景 山 岩三郎

委 員 向 後 悦 世

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 日 下 昭 治

説明のため出席した者（28名）

教 育 長 茅 田 哲 雄

税 務 課 長 佐 藤 一 則

環 境 課 長 新行内 弘

保険年金課長 加 瀬 喜 久

健康管理課長 野 口 國 男

社会福祉課長 加 瀬 恭 史

子 育 て 山 口 訓 子

高 齢 者 石 毛 健 一

支 援 課 長

福 祉 課 長

病院事務部長	菅 谷 敏之史	庶 務 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	菅 谷 充 雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石 嶋 幸 衛	病院経理課長	土 師 学
病院参事兼 施設課長 その他担当 職員	永 嶋 英 和 1 2名	病院医事課長	片 見 武 寿

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中をご苦労さまでございます。

早いもので、私たち議員の4年間の任期もあとわずかとなってまいりました。委員の皆様におかれましては、12月にはまた市会議員の選挙といったようなこと、大変慌ただしい中を今日は文教福祉常任委員会ということで大変ご苦労さまでございます。そういった中でありますけれども、慎重な審査をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、日下議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（日下昭治） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算含む3議案と陳情1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い致します。

○委員長（島田和雄）　ありがとうございました。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄）　おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表してご挨拶申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日は、付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご審議をいただくことになります。

執行部より提案の3議案、慎重審議の上、いずれも可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長（島田和雄）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄）　ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史）　議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

歳出のほうから説明いたします。

3款1項2目障害者福祉費、説明欄1の地域生活支援事業267万9,000円ですが、これは、本年3月をもちまして指定管理を取り消しまして市の直営となりました旭市福祉作業所の運営費の追加に関するものでございます。

旭市福祉作業所では、同じく本年3月をもちまして事業を休止いたしましたあじさい工房の利用者を、緊急的に7名受け入れました。そのほかに、八日市場支援学校卒業生3名を受け入れまして、全体で15名となりました。そして現在に至っています。その方々のケアをするために、臨時職員を1名増員し、賃金を補正するとともに、利用者を送迎するための経費が増加していることから、運転業務委託料の補正をお願いするものであります。

続いて、18ページをお願いいたします。

3款民生費、4項生活保護費、2目扶助費の説明欄1のうちの医療扶助費6,958万円でございますが、平成24年度の実績を勘案して、本年度当初予算としまして医療費を2億3,397万4,000円と見込んだものでありますが、本年9月までの医療扶助費の実績で1億4,169万8,000円となりまして、昨年度同時期の1億813万9,000円と比べまして31%増となっております。このまま推移しますと、本年度末には3億355万4,000円と見込まれることから、不足する6,958万円の補正をお願いするものであります。

今回の医療扶助費の増加の要因ですが、入院患者数を当初50人と見込んでおりましたが、4月から9月までの6か月間で81人と大幅に増加いたしました。また、月額100万円以上の高額な入院患者数も9人、月数にしまして14か月ございました。中には300万円を超える方も2名おりました。

以上のようなことで、入院患者数の増加、それに伴いまして通院患者数も増加していることが医療扶助費の増加した要因と考えております。

次に、生活保護扶助費の増加分につきましては、国庫補助ですが、歳入の9ページにお戻りいただきたいと思います。

13款1項1目民生費国庫負担金、3節生活保護費国庫負担金の説明欄1にございますが、医療扶助費に対します国庫負担金は5,218万5,000円で、負担率は4分の3となるものであります。

以上で議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、同じく議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課に関する事項についてご説明を申し上げます。

初めに、歳出について説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

3款3項4目保育所費の説明欄2番、保育所運営費1,943万7,000円の補正は、母親の育児休暇や産後休暇の終了による保育所の入所希望者が当初見込んだ人数よりも多かったため、私立保育所運営委託料を増額するものです。

同じく、説明欄3番、保育所指定管理委託事業330万円の補正は、保育所運営費と同様、母親の育児休暇や産後休暇の終了による保育所の入所希望者が当初見込んだ人数よりも多かったために、この指定管理料も増額するものでございます。

続きまして、次の18ページをお願いいたします。

同じく説明欄4番、私立保育所すこやか保育支援事業1,035万7,000円の補正は、国が一時金として交付する補助金を活用して、私立保育所の保育士等の処遇改善を推進するために、この助成を行うものでございます。

次に、歳入のほうをご説明申し上げます。

戻りまして9ページをお願いいたします。

11款1項1目2節の説明欄1番、保育所運営費負担金1,215万8,000円は、保育料のことでございますが、入所児童の増に伴い、保育料も増額を見込むものでございます。私立保育所と指定管理保育所の両方を合わせた増額分を見込んでございます。

次に、その下の国庫支出金、13款1校1目2節の説明欄1番、保育所運営費負担金、負担率は2分の1、785万3,000円、それから、続いて一番下の県支出金、14款1項1目3節の説明欄1番、保育所運営費負担金、こちら、負担率は4分の1、392万6,000円については、特にページのほうは戻っていただきませんが、先ほど歳出でご説明申し上げました歳出の17ページ、説明欄2番の保育所運営費等に対する国、県の負担分でございます。

次の10ページをお願いいたします。

こちらと同じく県支出金、14款2項2目3節の説明欄1番、子育て安心応援事業費補助金、負担率は10分の10、1,035万7,000円については、ここでもページは特に戻っていただきませんが、歳出は18ページ、説明欄4番の私立保育所すこやか保育支援事業に対する県補助金でございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第4号）の議決について、環境課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の19ページをお開きください。

歳出になります。

下の欄になります。4款2項1目、説明欄2の災害廃棄物処理事業費3,400万円でございますが、災害廃棄物の受け入れ及び処理につきましては、平成25年度については国の被災者生活再建支援制度が1年間延長され、この対象者に限り、個別に受け入れを行っております。これに伴い、災害廃棄物の分別・運搬・処理量が増加したため、補正をお願いするものでございます。

なお、平成26年3月末までに完了する予定でございます。

続きまして、戻りまして、補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳入になります。

13款2項3目、説明欄1の災害廃棄物処理事業費補助金1,700万円でございますが、歳出の災害廃棄物処理事業費3,400万円のうち、2分の1を国庫補助金として見込んで計上しております。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、議案第1号の補正予算案の庶務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお開きください。

繰越明許費の補正ですが、一番下の10款教育費、2項小学校費、事業名は小学校大規模改造事業につきまして、嚶鳴小学校校舎大規模改造工事の事業費でありまして、国の交付金の交付決定が今年度の7月にずれ込んだというようなこともあり、その後の実施設計業務の発注というような手続から、工事を年度内に完了することが困難となったため、事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、少し飛びますが、25ページをお開きください。

10款2項1目、説明欄1の小学校施設改修事業1,500万円を増額するものであります。

事業の内容ですが、豊畑小学校の高圧受変電設備、いわゆるキュービクルと言われるものですが、その改修で、老朽化が進んでおり、改修が必要であるとの点検時の報告を受けてお

りましたので、今回、改修を行うものであります。

また、矢指小学校のプール浄化槽設備の浄化設備の配管の修繕ということで、今年のプールを開始するときに、水位が低下する現象が発生いたしました。原因を究明した結果、プールの水を浄化し戻す配管から漏れていることが判明しましたので、来年のプール指導に支障が生じないよう、今年度に改修を実施することとし、今回補正をお願いするものであります。庶務課からは以上です。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） それでは、質問させていただきます。

議案第1号、先ほど、補足説明がありましたが、17ページの民生費、4目保育所費の説明欄2の保育所運営費1,943万7,000円は、私立保育所運営保育委託料ですが、具体的な保育所、措置児童等について詳細に説明願います。

次に、説明欄3、保育所指定管理委託事業330万円は干潟保育所の指定管理委託料ですが、当初見込みの措置児童数と比較し、何人多く措置しているのかお尋ねします。

次に、18ページ、説明欄4、私立保育所すこやか保育支援事業1,035万7,000円は、私立保育所の保育士の処遇改善を行う補助金とのことですが、具体的に内容についてお尋ねいたします。

○委員長（島田和雄） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、初めに、17ページの保育所運営費、私立保育所の運営委託料の具体的な内容ということでお答え申し上げます。

まず、私立保育所は全部で5か所ございます。この5か所分の合計といたしまして、当初見込みました児童数、年間延べ人数は6,422人で、委託料のほうは4億4,443万3,000円でしたが、今回、入所児童数163人の増加を見込みまして、金額のほうは1,943万7,000円の増額をお願いするものです。

このさらに内容ですけれども、委託料が当初予算の見込みより増額となる保育園は3か所、また減額となる保育園は2か所でございます。増額となる保育園は、サンライズベビーホームが入所児童129人増と見込みまして、委託料は1,195万4,100円の増額、鶴巻保育園が71人増で668万6,840円の増額を見込んでおります。また、ひかり保育園は29人の減となりますが、

委託料は448万8,830円の増額を見込むものでございます。

それから、減額となる保育園でございますが、おうめい保育園が38人減で、委託料も254万2,870円の減額でございます。それから、干潟町中央保育園が30人増えますけれども、委託料のほうは114万9,990円の減額を見込みました。

なお、入所定員や入所児童の年齢などによりまして、1人当たりの委託料単価がそれぞれ異なりますので、今ご説明申し上げました児童数の増減がそのまま委託料の増減とは一致しない場合もございますので、ご了承のほうをお願いしたいと思います。

それから次に、説明欄3番の保育所指定管理のほうでございます。保育所指定管理委託事業、こちらの入所児童数が何人くらい多くなっているかということについてお答えいたします。

当初の年間延べ人数は1,320人でございましたが、今回、85人の増を見込んでおります。

続きまして、次に、18ページの私立保育所すこやか保育支援事業について、具体的な内容をお答えいたします。

この事業は、現在、保育の担い手である保育士の確保が課題となっている中で、保育士の人材確保対策の一環として保育士等の処遇改善に取り組む私立保育所へ助成される事業でございます。

この処遇改善の方法といたしましては、ベースアップですとか手当、賞与、一時金等、それぞれ各保育所の方法に応じて決定されるもので、この改善のための費用を補助するものでございます。また、こちらの財源は、国の安心こども基金管理運営要領に基づきまして千葉県が設置する安心こども基金で、補助率は10割、全額補助事業となっております。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議で財政課長より一括でご説明いたしましたが、改めて補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、附則第3条の延滞金の割合

の特例に関する改正であります。

改正の内容ですが、現行の延滞金の割合は、本則のみで年14.6%となっておりましたが、新たに当分の間の特例として、特例基準割合に年7.3%を加算した割合を加えたものであります。

納期限後3か月以内については、本則で年7.3%、当分の間の特例として特例基準割合となっておりましたが、特例基準割合に1%を加算した割合に改正するものであります。

また、特例基準割合においても、現行の商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合であったものを、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に1%を加算した割合と改正するものであります。

平成25年度中の具体的な数値で申し上げますと、14.6%が9.3%に、3か月以内であれば、4.3%が3%に引き下げられることになります。

なお、施行は平成26年1月1日からとなります。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほど、議案第5号でご説明がありましたのと同様に、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、附則第7項の延滞金の割合の特例に関する改正でございます。

改正の内容についても議案第5号と同じでありますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で終わりにしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（島田和雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 環境課から、PM2.5微小粒子状物質について報告をいたします。

千葉県は、平成25年11月4日月曜日、午前9時、PM2.5の濃度が環境省の暫定指針、1立方メートル当たり、1日の平均が70マイクログラムを超えるおそれがあるとして、午前9時に県内全域に注意喚起を行いました。注意喚起は関東で初めてとのことでございます。

この注意喚起は、県内30測定局のうち、市原八幡、市原郡本、市原廿五里で、午前5時から7時までの各1時間値において85マイクログラムを超えたため、注意喚起を発表いたしました。

本市では、千葉県よりPM2.5の注意喚起の情報を受けて、午前11時に防災行政無線により、子どもやお年寄り、呼吸器系の弱い方は念のため体調に気を付け、無理をしないようにとの広報を行いました。

今後の対応といたしましては、広報あさひ12月1日号に、PM2.5についての情報や注意喚起が発信された場合の対応等を掲載し、広く市民に周知してまいりたいと考えております。

なお、11月13日の新聞報道では、県は中国の影響は否定しております。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（島田和雄） 次に、陳情の審査を行います。

学校教育課以外は退席してください。

そのまましばらく休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時34分

○委員長（島田和雄） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

去る11月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号、「全国学力テスト学校別結果公表に反対し、現行制度の維持を求める意見書」の提出を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第2号の審査に入ります。

学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、「全国学力テスト学校別結果公表に反対し、現行制度の維持を求める意見書」の提出を求める陳情について、学校教育課のほうから意見を申し上げます。

全国学力・学習状況調査は平成19年から始まりまして、東日本大震災が発生した平成23年度を除き、毎年4月に実施されております。調査対象は、小学校6年生と中学校3年生で、調査の内容は、国語と算数（数学）の2教科に関する調査と質問紙調査、これは児童・生徒と学校を対象とした学習や生活の実態に関するアンケート調査であり、この2つの内容で実施しております。

この調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を調査・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善に役立てる。児童・生徒の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる。つまり、子供一人一人の学力や学習状況の実態を把握して、学力の向上を図るための指導改善に役立てることが大きな目標でございます。

実施主体は国（文部科学省）であり、国の実施要領により実施しております。

結果の取り扱いについても、文部科学省の通知、これは平成24年12月7日付、文部科学省の初等中等教育局長の通知が出ておりますが、これに基づいて行っております。

現在、結果の取り扱いについて、さまざまな意見が出ており、来年度以降については、国

の有識者会議で検討しているということでございます。本市といたしましては、国の今後の動向を踏まえて、教育委員会議で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

ただいま、担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時47分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情第2号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） じゃ、意見をちょっと申し上げます。

先ほど、課長が言われたとおり、国のほうの方針が出てからもう1回検討してみたらどうでしょうか。そのほうがいいと思うんですけども。私はそうやって考えております。

○委員長（島田和雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（島田和雄） 次に、討論を省略して採決いたします。

陳情第２号、「全国学力テスト学校別結果公表に反対し、現行制度の維持を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 賛成者なし。

よって、陳情第２号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（島田和雄） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前１０時５０分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 和 雄

総務常任委員会

平成25年11月19日（火曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成25年11月19日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第12号 財産の取得について
- 議案第13号 財産の取得について
- 議案第14号 財産の取得について

出席委員（7名）

委員長	木 内 欽 市	副委員長	伊 藤 保
委員	高 橋 利 彦	委員	柴 田 徹 也
委員	太 田 將 範	委員	飯 嶋 正 利
委員	大 塚 祐 司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 日 下 昭 治

説明のため出席した者（２０名）

副市長	加瀬 寿一	秘書広報課長	堀江 通洋
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	米本 壽一
企画政策課長 兼被災室長	伊藤 浩	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課長	馬淵 一弘
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和
監査委員 事務局員	田杭 平三	その他担当員	9名

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
主査	榎澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、日下議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（日下昭治） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案10議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、議案第12号、財産の取得について、議案第13号、財産の取得について、議案第14号、財産の取得について、

以上10議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

本日はご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、議案第12号、財産の取得について、議案第13号、財産の取得について、議案第14号、財産の取得についての10議案でございます。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願います。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

なお、本会議で説明申し上げたとおりでございますので、財政課からは特にはないんですけども、主な内容につきまして、担当課より別途説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算のうち、

総務課からは人件費に係るものについて補足説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の29ページをお願いしたいと思います。

給与費明細書でございます。

今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び職員数の減に伴う増減を各款にわたって補正するものでございます。

1、一般職（1）総括の補正後と補正前を比較しますと、職員数が2人の減。給料が1,843万9,000円の減、職員手当等が611万6,000円の減、共済費が494万3,000円の減、合計で2,949万8,000円の減となります。

下段は職員手当等の内訳でございます。内容といたしましては、期末手当が400万1,000円の減、勤勉手当が211万5,000円の減となります。

次に、30ページをお願いします。

（2）給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。給料の増減額、マイナス1,843万9,000円の内訳は、退職等のいわゆる新陳代謝及び人事異動による増減分が1,013万8,000円の減、その他、育児休業や休職等の欠員による減額が830万1,000円となるわけでございます。

職員手当等の増減額、マイナス611万6,000円につきましては、給料と同じように、新陳代謝及び人事異動、育児休業、休職等による期末手当、勤勉手当の減額分でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうより所管の補足説明を申し上げます。

予算書の12ページをお開き願いたいと思います。

歳出になりますが、2款1項8目電子計算費、説明欄1の電子システム運用事業913万5,000円は、国において平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布されたことに伴いまして、平成27年4月に本格施行を予定しておる子ども・子育て支援制度のための電子システムを構築する経費であります。

本事業は、市町村が事業主体となりまして、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新たな制度であります。本市におきましては、子育て支援課が中心となって、制度導入の準備を進めているものであります。

電子システムの主な内容は、幼稚園や保育所などに児童が入所する際、市が保育の必要性

必要量等を認定し認定証を交付することに伴う支給認定・確認関係のシステムと、市が幼稚園や保育所等に施設型給付費などを支払う請求審査・支払い関係システムがあります。

なお、歳入といたしましては、千葉県安心こども基金を財源とした子ども・子育て支援事業費補助金913万5,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 1点だけ。23ページ、土木費の住宅建設支援費の中で、津波被災住宅再建支援事業の中に対象とならないものがあると思うんですけども、何点かちょっと例を挙げますと、被災した方が市内に借家を構えた場合、これは対象になるのでしょうか。またもう一つは、別の場所に移動して市内に土地・家屋を購入した場合は対象になるのかお聞きします。

○委員長（木内欽市） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 1点、市内の別のところに住宅を建設した場合、これは市内であれば対象になります。

それから、住宅を借りたというときですか。賃貸につきましては、今、50万円まで支給に なっていますので、ちょっとその辺、調べさせてください。なるかということ。すみません。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 12ページ、総務費の11目諸費の説明欄1、旭市バリアフリー施設整備事業補助金5,300万円については、議案質疑でも質疑があり、エレベーターを設置するとのことでしたが、国の補助金で乗降客が1日3,000人以上の駅が該当とのことですが、本市には、旭駅を含めて4つの駅がございます。1日の乗降客数についてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、市内にある4つの駅の乗降客数ですね。24年度の平均で申し上げます。まず、旭駅ですけれども、3,740人、干潟駅1,774人、飯岡駅1,502人、倉橋駅なんですけど、無人駅のために、ちょっとデータがとれないというこ

とでござ了解願いたいと思います。

この整備対象となった年度は、23年3月31日から5,000人から3,000人という対象になりました。

それからもう一点、さっきの回答をよろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） はい。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 賃貸のほうは対象外ということです。よろしくをお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 12ページの電子計算費ですか。電算システム運用事業、これ、子育てのシステムということですが、これは子どもたち個々のデータが入るんですかね。そういう中でどういう、具体的にシステムになるのか。その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） この辺は担当課のほう詳しく分かるとは思いますが、システムとしてそういった個人情報を入れるのかという詳細については、ちょっと私のほうではよく把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

主なものにつきまして2点ほどご説明をいたします。

まず1点目なんですけれども、公的年金から特別徴収制度の見直しということでございまして、他市町村へ転出した場合の公的年金からの特別徴収というものが今回継続になるということで、現制度では、他の市町村へ転出した場合、特別徴収を中止し、普通徴収と現在なっておりますけれども、これを特別徴収をそのまま継続できるようにという改正でございします。

もう1点は、仮特別徴収税額の算定方法につきまして、現在、年金所得者の納税の便宜が若干図られておりませんで、毎年、仮徴収税額が変更になると。大きな変更のときもあるということで、こちらにつきましては、年間の特別徴収税額につきまして平準化させるために、仮徴収年税額というものを前年度の年税額の2分の1にするということで、これを行っていきますと、3年ほどかけて平準化されるというような制度の見直しでございます。

もう1点なんですが、金融所得課税の一体化等の見直しということで、利子や株式の配当、譲渡益など、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等、株式等に係る所得に対する課税の見直しを行いまして、公社債等に対する課税方式を変更するとともに、金融商品に係る損益通算範囲を拡充するものでございます。

これによりまして、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるようになり、金融市場の活性化が図られるものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第3号についてご説明いたします。

こちらにつきましても、議案第2号でご説明したとおり、金融所得課税の一体化に伴う改正でございまして、具体的には、住民税において、公社債等に対する課税方式が変更されたこと、また、金融商品に係る損益通算範囲が拡大されたことに準じて、国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すものでございます。

なお、施行日につきましては29年1月1日となります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりで、改めて補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第9号の補足説明を申し上げます。

主な改正内容ということでございます。東日本大震災により被災いたしました住宅を失った者、これが公営住宅に入居する場合の入居資格の特例措置は、被災市街地復興特別措置法の規定によりまして、災害の発生から3年という規定になっております。この特例期間について、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画を策定いたしまして、平成26年度末までの特例措置の延長が認められたことに伴いまして、親族の同居要件や収入基準などの特例措置の内容、及び延長期間についての規定を追加したものでございます。

附則で第4項に加えたもの、これは入居資格の特例と特例措置の期間の延長に関する規定、これを加えております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） これも改正内容は9号と、主なもの、同じでございます。ただ、附則で規定を加えた条項がございますので、この条項について簡単にご説明いたします。

附則をご覧いただきたいんですが、附則の4条は、入居資格の特例と特例措置の期間の延長に関するもの、それから、5条で家賃の算定方法等、6条で敷金の免除に関するもの、7

条で収入の申告に関する事、8条で収入超過者及び高額所得者への通知の関係、9条で収入超過者への住宅の明け渡し努力義務に関する事、10条で収入超過者の家賃に関する規定、11条で高額所得者の住宅明け渡し請求に関する規定、12条で高額所得者の家賃に関する規定、13条で収入超過者への住宅のあっせんに関する規定、14条で収入状況の報告及び請求に関する規定、これをそれぞれ加えて、被災者が入居できるような形をとったものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定につきましては、本会議及び10月25日開催の全員協議会で説明申し上げたとおりでございますので、改めて補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ご苦労さまでした。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 議案第12号、財産の取得につきましては、本会議で補足説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第13号、財産の取得につきまして、補足説明を申し上げます。

内容は、ここに記載のとおり、本会議でご説明したとおりでございます。

今の使われ方なんですけれども、旭市浄化センター南側のスポーツ広場として利用している土地でございます。一般会計帰属後は担当課へ所管換えを行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第14号につきましても、本会議でご説明したとおりでございます。

ただ、今の使われ方でございますが、京友会病院の北側でスポーツ広場として利用している土地でございます。一般会計帰属後は担当課へ所管換えを行う、これは13号と同じでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(木内欽市) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(伊藤 浩) それでは、企画政策課より、コミュニティバスにつきまして、資料をご覧くださいながらご説明したいと思います。

旭市コミュニティバスは、市内の交通空白地域を解消するため、及び交通弱者と呼ばれている個人的移動手段を確保できない方々のために、1利用100円という運賃で運行され、年間約10万人の方々に利用されております。

運行ルートについてですが、ルートは、合併前の旧1市3町で行われていた通勤や通学、旭中央病院への足を確保しようとする趣旨で運行されたものや、不採算を理由に民間事業者が撤退した路線を補填することを基準に、大きく4つのルートが設定され、各ルートとも試行運転を行いながら住民の利便性や利用状況を考慮し、精査しながら現在のルートとなっております。

それでは、お手元にお配りいたしました平成24年度旭市コミュニティバス乗車実績報告書をご覧くださいと思います。

まず1ページをお開きください。

平成24年度のコミュニティバスの収支ですが、支出として、運行経費5,689万9,253円でした。収入といたしまして、国庫補助金が504万7,000円、運賃収入が720万8,616円となりました。それから、差し引きで市負担額は4,464万3,637円となっております。

また、この下の表は、平成24年度のコミュニティバスの乗車実績一覧となっております。平成24年度は、その前年度、23年と比べますと、0.2%の減少率となっております。これは全ての公共交通機関共有の問題ですが、少子高齢化や人口減少により、ここ数年、全体的な利用者の減少傾向が見られます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

ここからは各地区ルートについて、ルートごとに説明させていただきます。

詳細データの数字は平成24年度の実績ですが、ルート図につきましては、今年度からルートの一部延伸が行われたことから、平成25年度時点のものを示させていただいております。

まず、旭地区であります。運行本数は1日8便、昨年度の利用者は3万1,662人となっております、1便当たり、最大運行距離ですが、36.4キロ、所要時間は90分となっております。

3ページをご覧くださいと思います。

こちらは旭地区ルートを系統ごとに表した詳細のデータです。利用目的が変わっていることから、平日と土日に分けて計上してあります。表の右欄の乗車率は、1便当たりの平均乗車人数と捉えてください。また、収支率は、一定の収入を上げるための費用割合で、こちらの値が低いほど赤字であるということを意味しております。

続いて、4ページをお開き願いたいと思います。海上地区ルートです。

運行本数は1日7便、昨年度の利用者は1万2,309人となっております。1便当たりの最大距離数ですが、24.2キロメートル、所要時間につきましては60分となっております。

5ページは、こちらも系統ごとに表した詳細のデータです。

続きまして、6ページをご覧ください。飯岡地区ルートです。

飯岡の地区は、もともと千葉交通が不採算路線として撤退した箇所を補うために運行した経緯があるなど、そういった背景もあることから、ご覧のとおり、系統の種類も多くなっております。昨年度の利用者は3万3,537人となっております。1便当たりの最大運行距離ですが、29.1キロメートル、所要時間は60分となっております。詳細データは7ページ、8ページにございます。

続きまして、9ページを飛ばしまして10ページ、干潟地区ルートでございます。

運行本数は1日8便、昨年度の利用者は1万7,835人となっております。1便当たりの最大運行距離ですが、37.4キロメートル、所要時間は90分となっております。

11ページは、同じく系統ごとに表した詳細データです。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 二、三点お尋ねしますけれども、運行時間がかかなり長いところあるんですよね。ですから、一般の利用者からすれば、何も100円でそんなに長い時間サービスしてもらわなくてもいいということがあるんですが、この辺をどうにかまた検討していただきたいと思います。

それからあと、地域によって利用者がかなり変わってくると思うんです。例えば通勤・通学に使いたい人、それから病院、買い物に行きたい人。そういう中で、その地域の実情に合わせた運行をどういうふうに考えているのか、ちょっとその辺お尋ねします。

○委員長（木内欽市） それでは、高橋委員の意見に対して報告を求めます。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） まず、運行時間ということで、今現在、最高で約90分、100円でそんなに乗らなくてもということなんです、利用状況、コース等の見きわめをしながら、中でこんなことありました。何かトイレが近くなっちゃって、年配者の方、やっぱり90分というのが最高の時間帯、最高というか、時間では……。ですから、本来であればもうちょっと、1時間くらいでコースを回り切れるということが理想だと思うんですが、地域の差がありまして、その辺も含めて、なるべく短い時間で病院、それから駅、その辺をつなぐようなことで常に検討はしております。今後もその辺、ちょっと長い時間かか

っているところありますので、コース等見きわめをしながら検討してまいりたいと思います。

それから、地域の実情。これは今の回答でもそうなんですが、全体的な距離もありまして、その辺での実情に合わせた運行というのをやはり検討しなければなりませんので、その辺も今後検討してまいりますので、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかにございますか。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） この利用者人数であれば、例えば、タクシー会社から離れたような地区については、バス回さずにオンデマンド交通にしてしまって、バスは利用者の多い地区を重点的に回って、その他をオンデマンドにしたほうがお互いのためにいいような、利用者にとっても市にとってもいいような気がするんですが、オンデマンド交通の導入についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 地域公共交通会議ございまして、やっぱり要望に応えられる、常に回すんじゃなくてという、その辺の話も前回もあったようです。しかし、これ、タクシー業界等と競合するということもいろいろございまして、この辺も含めて、皆さんが利用しやすいというのがまず第1条件だと思いますので、この辺も含めた検討をさせていただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 回してくれと言っている地区の中には、タクシー会社からかなり離れている地区があって、そこにオンデマンド交通使っても、タクシー会社も文句言わないし、民業圧迫にもならないと思いますので、公平に行政サービスが行き渡るように検討をお願いします。答弁は結構です。

○委員長（木内欽市） ほかに。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 民間病院でバスを運行していますよね。例えば銚子のたむら記念病院ですか、そういうのが例えば駅との往復やっていると、それから定期的に回っているか、ちょっとその辺分からないですけども、病院がバスを運行しているわけですよ。そういう中で、中央病院だって旭の中の1つに位置づけされているわけですよ。そういう中で、中央病院として病院直通のバスを運行できないんですか。ちょっとその辺お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 意見交換ですから、ざっくばらんに。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 高橋委員言われた、今、中央病院から駅へのやつをやっておりますよね。それと替わって別に、中央病院が通院患者のためにほかの地域へ出ていくことができるかということですね。

○委員長（木内欽市） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 病院のほう、直に今日は答えられませんので、今日のご意見いただきまして、病院のほうの事務関係、こういう方法どうだということをまずは私のほうから話をさせてもらいます。今日はそこまででお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今の話に関連なんですけれども、中央病院、市立病院ですから、このコミュニティバスとそれを組み合わせて、乗車時間が短くなるんじゃないかなと。そういうルートを何か、送迎バスということでつけられたらいいんじゃないかなと思います。地理的に非常に難しいんですよ、さっきの90分というの。地域からいうと、もっといろんなところを回ってくれというわけですよ。回ってくれという要望受けると、今度、120分になっちゃう。そうすると、実際、バスとしての価値がなくなってしまうという問題があるので、今、高橋委員からありましたけれども、せっかく市立病院があるんですから、それを補完する形で何個かルートが組めれば、非常にこのコミュニティバスと相まっていいんじゃないかなと。前向きな検討をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかにご意見ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） なければ、議案審査終わっているんで、私も自席からちょっと。

先ほど、高橋委員からもございましたルート。今、柴田委員からもあったんですが、海上地区、うなかみ幼稚園のほうへルート増やしましたね。これ、利用者いますか。いないでしょう、乗っている人。私、バス何度か乗っているんです。それで、運転手さんに乗るたび聞くんです。私も往復やっているけれども、1回も人乗せたことないと言うんですよ。乗る運転手、みんな言うんですよ。それで、運転手さんがこれで年間100万ぐらい余計かかっちゃっていますよと言うんですよ、我々の給料と。今言ったように、時間もやっぱり30分ぐらい長くなっちゃうんです。だから、これがやっぱり、こういうのがもしあれば、今、大塚委員も言いましたけれども、そういう具合にしないと、増やしちゃって、乗っている人、全然いな

いんですよ。今年の4月からやって、乗車ゼロか、いても数人でしょう。私が運転手に聞いた限り、誰も乗せたことないと言うんですよ。4,000万円ぐらい赤字が出ているわけですから、なおかつ、これだけで100万円ぐらい余計かかっていますよというんですよ。ガソリン代と我々の手間やると。ですから、そのところをよくまた考えていただいて、廃止しろとかそういうことじゃないですけども、やっぱり考えていただけたらなと思ったので、今、私もちょっと気がついたので、同じような意見です。

ほかにございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと、さっき聞きそびれちゃったんですが、2号議案の関係で、今、市町村民税、特別徴収していますよね。年金などから。そんな中で、たしか、私もちょっと記憶定かでないんですが、4月の年金の支給のときにはこれだけという金額がその通知の中にはあるんですよ。ですから、そのときは分かるんですけども、今度は市からその残りの金額ですか、徴収される際はその部分が見えてこないから、市にどれだけ市町村民税払っているか分からないんですよ。全体の金額はこれだけですよと、そういう中で特別徴収はこれだけしていますよという、そういう分かるような形式にこれからできないんですかね。その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 強制的に年金から天引きという制度に変わっていますので、その関係でどうしてもそういう問い合わせ、今、委員のおっしゃるような問い合わせはあります。それにつきまして、今、国のほうも、それから県も、どんな形でできるか、市町村のほうにアンケート調査来ていますので、その中で改善されていく方向では行くと思いますけれども、現状は今、全体の額という形の形式はとっておりませんので、確かにそういう分かりづらいというところあると思います。独自に市でできるかどうか、その辺も含めましてまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに。

それと、すみません、バスの件で、逆に苦情が出ちゃっているんです。ぐるっと回るから、その分、駅に早く着いちゃうというんです。当然ですよ。うなかみ幼稚園のほうぐるっと回ってまた駅へ来るので、例えば7時の電車だったら、今まで7時5分前にバスが着いたのに、30分ぐらい早目に駅へ着いちゃうそうなんです。そういった、かえって利用者から、逆

に駅で30分待った、こんなこともあったので、それも意見ですから、ちょっと頭に入れておいてください。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長(木内欽市) 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時45分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市